

## 環境モニタリング情報の利用について

### 1. 環境モニタリング情報の必要性

環境モニタリング情報を用いない暴露評価では、

- ▶ 排出量推計の不確実性
- ▶ 数理モデルによる環境中濃度推計の不確実性
- ▶ モデルで考慮している範囲外（物質移動、前駆物質からの分解、化審法用途外、天然由来、廃棄段階など）について当該物質を評価していない点

等から、暴露の実態を十分に把握できていない可能性がある。

そこで、二特指定時又は有害性調査指示を行う前段階（評価Ⅱ以降）では、より実態に即した暴露の状況を把握するため、入手可能な環境モニタリング情報を積極的に活用する。さらに、必要な環境モニタリング情報が無い場合には、リスクが懸念されるなど優先順位の高い物質について、可能な限り国が追加モニタリングの対象としていく。

### 2. 環境モニタリング情報を利用する際の留意点

化審法におけるリスク評価（評価Ⅱ以降）において環境モニタリング情報を利用する際には、信頼性を確保しつつ、化審法におけるリスク評価の目的との適合性を考慮する観点から、以下の点に留意してデータを用いることとする。

- (ア) 分析方法等の信頼性
- (イ) 暴露シナリオに対する代表性（排出源との位置関係、測定時期等）
- (ウ) 統計的な代表性（測定頻度等）

(ア)については、国が主体である調査結果を利用することにより担保されているものとみなす。その他の調査結果を利用する場合は個別に判断をする。また、環境モニタリングの測定対象物質と評価Ⅱの対象物質が一致しない場合は個別に判断をする。

(イ)については、暴露評価で想定しているシナリオを時間的・空間的に代表しているかどうかという観点である。

(ウ)については、統計的な代表値を得るのに十分な測定頻度であるかどうかという観点である。

### 3. 評価Ⅱで利用する環境モニタリング情報

前述したとおり、国が実施した既往の環境モニタリング情報は、分析方法の信頼性は確保されているものとみなし、評価Ⅱの段階では、環境省の化学物質環境実態調査など国が実施した環境モニタリング情報を収集して利用することを基本とする。

この際、モニタリング時期については、過去10年以内の実測データを利用することとする。

### 4. 評価Ⅲで利用する環境モニタリング情報

評価Ⅲの段階では、3.で示した情報以外で利用する環境モニタリング情報として、(1)追加モニタリング実施の必要性を検討するとともに、(2)事業者が自主的に行う環境モニタリング調査等を活用することとする。いずれの場合においても、2.で示した点に留意する。

#### (1) 追加モニタリング

##### ①実施の必要性の判断

追加モニタリングを実施するに当たっては、コスト低減や期間短縮の観点から、その実施は必要最小限とする必要がある。

当面は以下のような場合に限定して、可能な限り追加モニタリングを実施することとする。

○モデルによる推定摂取量によってリスク懸念の可能性が示され、主に寄与する環境媒体について、モデルの検証が不十分である場合。(必要に応じてリスク懸念の地域が多い物質を優先するなどさらに追加モニタリング対象を絞り込むこととする。)

○モデルでのリスク推定が困難であると考えられる場合(無機化合物、金属化合物等)

○モデルによるリスク評価ではリスク懸念の可能性が示されていないが、環境中濃度が高く化審法対象用途外の寄与等を加味するとリスク懸念が生じる可能性がある場合。(化審法対象用途外の寄与が大きいほど、化審法による規制の効果は小さくなることから、あらかじめ化審法対象用途外の寄与が大きいことがPRTR排出量データ等から分かる場合には、化審法のリスク評価のために行う追加モニタリングの優先順位は低くする。)

##### ②実施条件の設定

追加モニタリングを実施する上で、その後の評価Ⅲ、リスク評価(二次)を行うための条件を適切に設定する必要がある。この際、評価Ⅲ、リスク評価(二

次) に必要最小限の追加モニタリングとなるよう精査が必要となる。また、一般的にモニタリングの実施には、分析方法の開発から開始すると結果の報告まで2年以上を要する場合もあることから、化審法のリスク評価を円滑に進める観点から、実施期間の短縮が必要である。

対象物質	<p>リスク評価の対象となる物質そのものを測定することを基本とする。</p> <p>ただし、それまでのリスク評価の結果や解釈を踏まえて、他の物質も含めて測定しておいたほうが良いと考えられる場合(例えば、当該物質に変化する前駆物質もモニタリングする等。)は、それらの物質もモニタリングする。</p> <p>また、同時分析が可能な物質があれば、それらの物質について同時分析することで追加モニタリング全体のコストを縮減できるかどうか検討することとする。</p>
目標の明確化	<p>実施条件を設定する上で、モニタリングの目標を明確にしておくことが有効である。</p> <p>例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①リスク懸念に主に寄与する暴露媒体の濃度を確認する。</li> <li>②モデルでのリスク推定結果でリスク懸念の可能性のある地点の近傍を測定しモデルの裏付けをとる</li> <li>③②とは異なる地点を測定して広域な範囲でのモデルとモニタリングの整合性を確認する。</li> </ul> <p>等。</p>
対象の媒体	<p>リスクの懸念に主に寄与する暴露経路が想定できる場合は、当該暴露媒体のモニタリングを行う。</p>
測定時期	<p>時期による濃度増減がある場合等には、リスク懸念を把握するのに適した時期に留意する必要がある。</p>
測定頻度	<p>暴露シナリオに適した測定頻度を想定する。</p>
モニタリング地点	<p>リスクの懸念ありの複数地域のモニタリング結果を得られるように選定する。リスクの懸念ありの地域が多数ある場合には、濃度の高い地域から優先してモニタリング地点を設定する。</p>

## (2) 事業者が自主的に行う環境モニタリング調査等

事業者が自主的に実施している(実施しようとしている)環境モニタリング調査の結果が自主的に提供された場合、地方公共団体や国及び地方公共団体の研究機関が実施した環境モニタリング調査の結果を入手できる場合は、国のコスト等の削減の観点からも、化審法のリスク評価に利用することとする。この際、2. で示した点について、それを確認するための情報の提供も求め、リスク評価で利用する際に留意することとする。